

○ 総 則

I 一部改正学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の基本方針

- (1) これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（道徳科）として新たに位置付けた。
- (2) 目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- (3) 内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものにするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

2 改訂の要点

- (1) 学校教育法施行規則改正の要点
 - ・学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科である道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。
- (2) 「総則」改善の要点
 - ①教育課程編成の一般方針
 - ・「特別の教科である道徳」を「道徳科」と言い換える。
 - ・道徳教育の目標を「自己（人間として）の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。
 - ・道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。
 - ②内容等の取扱いに関する共通事項
 - ・道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることを明記した。
 - ③指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - 〈指導体制と全体計画〉
 - ・全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
 - 〈指導内容の重点化〉
 - ・各学校において指導の重点化を図るために、児童の発達の段階や特性等を踏まえて小（中）学校における留意事項を示したこと。
 - 〈豊かな体験活動の充実といじめの防止〉
 - ・集団宿泊活動（職場体験活動）やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示したこと。
 - 〈家庭や地域社会との連携〉
 - ・学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示したこと。

3 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

- ・学校教育法施行規則の一部改正は、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部学習指導要領の関係部分については平成30年4月1日から、中学校学習指導要領及び特別支援学校中学部学習指導要領の関係部分については平成31年4月1日から施行される。
- ・移行措置期間においては、改正後の学習指導要領の全部又は一部について実施可能であり、例えば、問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法の工夫を行うなどして、その実施に向けて積極的に取り組むことが望まれること。
- ・実施の際には、各教科等との関連を十分図り、学校の教育活動全体を通じて適切な指導計画を作成し指導するなど、改正後の学習指導要領の趣旨が実現されるよう努めること。